

【ご案内】12月9日（火）取引適正化に関する法改正説明会について（締切：12月8日）

関係団体の皆さん

（BCCにてお送りしております）

平素より当省施策へのご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
経済産業省産業機械課の猪股です。

今般、令和7年5月16日に成立した「改正下請法（取引適正化法）」及び「改正下請振興法」が、令和8年1月1日から施行されます。今回の改正により、これまで適用対象外であった事業者や取引内容も新たに対象となる場合があります。

つきましては、改正ポイント説明会が以下のとおり開催されますので、業界団体の皆様におかれましては、ぜひご参加ください。また、会員企業も参加可能となっておりますので、周知のご協力をよろしくお願ひいたします。

■開催概要

日時：2025年12月9日（火）11:00～12:00

形式：オンライン（Web会議）

内容：

- ・改正下請法（取適法）の改正ポイント説明（35分）
- ・改正下請振興法（振興法）の改正ポイント説明（15分）
- ・質疑応答（10分）

■申込方法

以下のフォームより必要事項をご入力ください。

【申込フォーム】

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/seizo-sangyokikai/nsmg3rtz2w47>

■申込締切

2025年12月8日（月）

【お問い合わせ先】

経済産業省 製造産業局 産業機械課 総括

電話：03-3501-1691

メール：bzl-sankika-uketsuke@meti.go.jp

本説明会は、法改正への対応を検討する上で重要な内容となっております。皆様のご参加と、会員企業への周知にご協力いただけますと幸いです。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局 産業機械課

TEL:03-3501-1691
